

# 安芸市制 70 周年記念 市勢要覧 作成委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領

## 第1 目的

---

この実施要領は、安芸市制 70 周年記念市勢要覧作成委託業務（以下、「本業務」という。）を委託するための公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

本業務は、安芸市が有する自然、歴史、文化等の状況や、市勢及び現況をビジュアル的にわかりやすく紹介し、市内外に本市の魅力を広く発信するとともに、本市への理解を深めてもらうことを目的に「安芸市制 70 周年記念 市勢要覧※以下、市勢要覧とする」をリニューアルするとともに、市勢要覧の素材を活用した動画の作成を行う。

本業務の受託者の選定にあたっては、幅広い事業者の中から実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に判断して最適な受託者を決定するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

## 第2 業務概要

---

### 1 業務名

安芸市制 70 周年記念市勢要覧作成委託業務

### 2 業務内容

「安芸市制 70 周年記念 市勢要覧 作成委託業務仕様書」にて記載

### 3 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

ただし、季節の写真や新たに建設される建築物の進捗状況により、期間を延長することで、PR 効果の高い市勢要覧作成が期待できる場合は、総務課と協議の上、繰越手続きを行うことができるものとする。繰越明許費の議決が得られた場合は令和 6 年 6 月末まで延長可能。（令和 6 年 7～8 月に 70 周年記念式典を開催予定であり、その際に本業務の成果品の活用を想定している。）

### 4 委託金額

委託金額の上限は、5,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 第3 業務実施上の条件

---

- 1 参加申込書の提出日時点において、安芸市の入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されている者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- 3 安芸市の指名停止基準に基づく指名停止を、本プロポーザル募集公告の日からの業者決定までの間において受けていないこと。
- 4 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第 1 号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- 5 直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税を滞納していない者であること。

- 6 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- 7 以下の実績を有する者  
過去 10 年間に於ける、本業務と同規模程度もしくは同規模以上の自治体市勢要覧（もしくは記念誌）および動画作成の業務実績。ただし、高知県内の自治体における市勢要覧の業務実績がある場合は優先的に記載すること。  
※紙媒体の市勢要覧と動画作成はそれぞれ単独の契約による実績も可能とする。  
※紙媒体の市勢要覧と動画作成、それぞれ 1 つ以上の実績を記載すること  
※動画作成については、一部再委託等による実績も可能とする。  
※同規模程度とは、市勢要覧については、表紙と本文併せて 40 ページ以上かつ 2000 部以上の納品実績のものとし、動画については、空撮を含めた本編 3 分以上のものの納品実績とする。

#### 第 4 プロポーザルの実施スケジュール

実施期間	実施内容
令和 5 年 5 月 10 日（水）	公告
令和 5 年 5 月 10 日（水）～ 5 月 15 日（月）	質問受付期間
令和 5 年 5 月 18 日（木）	質問書回答期限
令和 5 年 5 月 18 日（木）～ 5 月 26 日（金）	参加申込受付期間
令和 5 年 5 月 31 日（水）	参加決定通知
令和 5 年 5 月 31 日（水）～ 6 月 14 日（水）	提案書提出期間
令和 5 年 6 月 16 日（金）	プレゼンテーション日時のお知らせ
令和 5 年 6 月 23 日（金） 予定 （令和 5 年 6 月 26 日（月） 予備日）	プレゼンテーション実施
令和 5 年 6 月 29 日（木）以降予定	結果通知

#### 第 5 質問の受付及び回答

- 1 受付方法 質問は、質問書（**様式 1**）により電子メールにて受け付ける。  
メールアドレス：[hisho@city.aki.lg.jp](mailto:hisho@city.aki.lg.jp)  
メール送信後、安芸市総務課 0887-35-1000 へ連絡すること
- 2 受付期間 令和 5 年 5 月 10 日（水）～ 5 月 15 日（月）正午まで
- 3 回答方法 安芸市ホームページの当該プロポーザルの欄に掲載する。
- 4 回答期限 令和 5 年 5 月 18 日（木）正午までに回答する。

#### 第 6 参加申込の受付及び決定通知

- 1 提出書類
  - (1) 本プロポーザル参加申込書（**様式 2**）・・・1 部提出
  - (2) 業務実績調書（**様式 3**）・・・10 部提出
  - (3) 様式 3 に記載した実績の契約書の写し、完了検査合格通知書の写し

- 2 提出期間 令和5年5月18日(木)～5月26日(金)16時まで
- 3 提出場所 〒784-8501 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-40 安芸市 総務課  
TEL 0887-35-1000、FAX 0887-35-4445
- 4 提出方法 配達記録が残る郵送(提出期限までに必着のこと。)又は持参(土、日及び祝日を除く開庁日の9時から17時まで)ただし、5月26日は16時までとする。
- 5 参加決定通知 令和5年5月31日(水)に通知

## 第7 提案書等の作成要領

---

### 1 提出書類

- (1) 提案書(任意様式、表紙のみ**様式4**を使用)・・・社名あり1部、社名なし9部

提案書は、A4縦片面15枚以内(表紙除く)にまとめること。カラー可とし、使用文字は10.5ポイント以上、フォントは参加者の任意とする。提出できる提案書は1点のみとする。

#### ア 市勢要覧 製本版(10枚以内)

安芸市の将来像である「市民一人ひとりが幸せを実感し、笑顔が輝く活力あふれる」を将来像とした「安芸市総合計画」を基本として、市の環境、市民生活、福祉、都市基盤、産業、観光、教育、歴史、文化等を市内外に広くアピールすることができるデザイン及び内容とすること。※総合計画は、市ホームページに掲載

企画提案書には、企画コンセプト、全体の構成案、表紙デザイン(表紙と巻頭4ページ分の紙面の見本)、各ページの展開案、デザイン案など、具体的な提案を明記するほか、必要に応じて資料を添付すること。なお、本文はダミー文章でもよい。

#### イ 動画版(5枚以内)

市勢要覧 製本版と内容が整合し、動画のコンセプトと構成案は必ず明記すること。なお、内容はダミーでもよい。

※事前提出は必要ないが、本提案書のほか、動画案(完成イメージがわかるものとし、ダミーも可能)を作成し、プレゼンテーションの際に時間内で説明すること。

#### ウ 市勢要覧製本版、動画版 共通

市勢要覧2014、観光パンフレット等を提供するので、希望する者は、あらかじめ申し出ること。この場合において、当該市勢要覧等の写真等を引用することができる。

社名、代表者名、ロゴなど、事業者名等の企画提案参加者名を連想させる事項は記載しないこと。

- (2) 業務実施体制(**様式5**)・・・10部提出

- (3) 業務工程表(任意様式)A3片面1枚(カラー可)・・・10部提出

仕様書に基づき、想定されるスケジュールを記載すること。

- (4) 業務参考見積書(任意様式)・・・10部提出

仕様書の業務内容や提案書の内容に応じた見積内訳を添付すること。なお、製本版と動画版については分けて記載すること。

- 3 提出期間 令和5年5月31日(水)～6月14日(水)16時まで
- 4 提出場所 〒784-8501 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4-40 安芸市 総務課  
TEL 0887-35-1000、FAX 0887-35-4445
- 5 提出方法 配達記録が残る郵送(提出期限までに必着のこと。)又は持参(土、日及び祝日を除く開庁日の9時から17時まで)ただし、6月14日は16時までとする。
- 6 提出部数 1 (1)～(4)について、それぞれ10部提出(資料には書類名を記載したインデックスラベル処理を行い、昇順に並べて提出すること。)

## **第8 プレゼンテーション**

---

- 1 実施日時 令和5年6月23日(金)予定(詳細については令和5年6月16日に通知)  
(予備日 6月26日(月)状況に応じて変更の可能性有)
- 2 出席者は3名以内とし、原則として当該業務に従事する予定の者が出席すること。
- 3 実施方法
  - (1) 1提案者ずつ実施し、1提案者につき30分以内(説明25分、質疑5分)とする。
  - (2) 事前に提出された提案書等に沿って説明を行い、動画については動画案(完成イメージがわかるものとし、ダミーも可能)を時間内であわせて説明すること。
  - (3) 実施時の追加資料の配布は禁止とする。
  - (4) 企業名等業者を特定できる内容(挨拶、業者名やロゴの表示等)のプレゼンテーションは行わないこと。
  - (5) プロジェクター等の使用を希望する者は、事前に市担当者と協議を行うこと。

## 第9 評価項目及び評価基準、配点

- 1 提案書及びプレゼンテーションの内容に関する評価は、次の評価項目及び評価基準により行う。

### 【評価基準】

評価項目		主な評価基準	配点
提案書	課題①製本版	現状の市政を反映し、現在、将来の安芸市をイメージする提案となっているか。	15点
	課題②製本版	表紙、裏表紙、見開き2～3ページがインパクトのあるものになっているか。文字、デザインは見やすく効果的なものになっているか。	15点
	課題③動画	紙媒体との整合が取れており、安芸市の魅力がPRできる提案となっているか。	15点
	課題④共通	市勢要覧及び動画について、全体的な完成度が高いものとなっているか。	25点
業務実績		同規模程度もしくは同規模以上の自治体市勢要覧もしくは記念誌の業務実績。ただし、高知県内の自治体における業務実績がある場合は優先的に記載すること。 ※紙媒体の市勢要覧と動画作成はそれぞれ単独の実績も可能とする。	10点
業務実施体制		実施体制の的確性、業務行程(スケジュールの適格性と実現性)	10点
見積価格			10点
合計			100点

## 第10 受託候補者の特定

### 1 受託候補者の特定

市が別に定める委員により組織された「安芸市制70周年記念市勢要覧作成委託業務に係る公募型プロポーザル審査委員会」(以下、審査委員会という。)において、書類審査及びプレゼンテーションを受け、審査委員から最も多く第1位の順位を獲得した者を「候補者」に、2番目に多く第1位の順位を獲得した者を「次点者」として選定する。

なお、第1位の順位を獲得した者が同数の場合は、第2位を最も多く獲得した者から順に、候補者、次点者を選定する。第1位、第2位獲得数が同数の場合は、見積価格が低い方を受託候補者として選定する。参加資格者が1者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準(審査会委員全員の評価点の合計が、当該配点の合計の6割を超えていること)を満たしていると判断した場合は受託候補者として選定する。

### 2 結果の通知

- (1) 受託候補者に特定した者に対しては、特定した旨、第1位獲得数及び契約手続きを通知する。
- (2) 募集の概要、選定結果については市ホームページに掲載する。

- (3) 応募者は、審査内容及び審査結果に対する異議申立、選定の経緯を個別に問い合わせることはできない。

### **第11 契約の締結**

---

1 契約締結交渉

市長は、受託候補者に特定された者と本プロポーザルに提出された書類の内容を基本とし、業務仕様及び契約の詳細を協議の上、契約を締結するものとする。

なお、受託候補者に特定された者が契約を辞退した場合又は失格に該当することが判明した場合は、評価結果が次順位の者から順に契約交渉を行う。

2 契約の特定条件

契約保証金は免除する。

### **第12 失格要件**

---

次のいずれかに該当する場合は、提案者及び受託候補者の資格を取り消すものとする。

- 1 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 2 審査の公平性を害する行為があった場合
- 3 参加資格要件を満たさなくなった場合
- 4 提案書が定められた提出方法、提出先、期限に適合しない場合

### **第13 その他**

---

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- 2 提案書及び見積書の作成・提出（ヒアリングへの対応も含む）に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- 3 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- 4 提出期限以降の提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- 5 提案された関係書類は返却しない。
- 6 提出された企画提案書は、安芸市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく公開請求があった場合には原則公開する。なお、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報で参加者が非公開を希望する場合は提出書類の該当部分と非公開とする具体的な理由を、情報公開を希望しない届出書（**様式6**）により事前に提出しておくこと。  
公開・非公開の判断は、具体的な理由を参考に、同条例に基づき市が客観的に判断する。
- 7 受託候補者や契約を辞退する場合は、辞退の理由を明記した辞退届（任意様式）を提出すること。

様式	部数
<b>参加申込受付期間に使用するもの</b>	
様式1 質問書※	1部
様式2 参加申込書	1部
様式3 業務実績調書（実績の契約書等の写しを添付）	10部
<b>参加決定通知以降に使用するもの</b>	
様式4 提案書表紙	10部
市勢要覧 製本版 提案書（任意様式）A4縦片面10枚以内 表紙除く	10部
動画版 提案書（任意様式）A4縦片面5枚以内 表紙除く	10部
様式5 業務実施体制	10部
業務工程表（任意様式）A3片面1枚	10部
業務参考見積書（任意様式）	10部
様式6 情報公開を希望しない届出書※	1部
辞退届（任意様式）受託候補者や契約を辞退する場合※	1部
<b>その他（事前提出の必要はないが、プレゼンテーションまでに準備するもの）</b>	
動画案 詳細は第8 プレゼンテーション参照	事前提出 不要

【プレゼンテーション時に使用する「提案書等」の提出時は下記の綴じ方を参考に作成のこと。】

